

第16期第2回福岡県個人情報保護審議会第二部会（住基・番号利用法部会）会議録

1 開催日時

令和5年11月16日（木） 10時00分から11時30分まで

2 開催場所

県庁行政棟10階 特9会議室

3 出席者

井上 真由美 委員
櫻井 幸一 委員
佐々木 久美子 委員
小林 登 部会長
山元 規靖 委員

4 議題

- (1) 住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について

5 その他

6 審議の内容

【部会長】

おはようございます。定刻より少し早いですけども、ただいまから、個人情報保護審議会の第二部会を開催いたします。本日の会議は公開となっておりますが、傍聴者はおられないということですので、このまま進めさせていただきます。

まずは議題の説明の方をお願いいたします。

【事務局】

本日の議題について御説明いたします。本日は、前回に引き続きまして住民基本台帳ネットワークに関する事務について特定個人情報保護評価の第三者点検を行うこととしております。前回いただいた御質問について諮問実施機関である行財政支援課から御説明をいたします。

事務局からは以上です。

- (1) 住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検について

【部会長】

ありがとうございました。それでは審議のほうに移らせていただきます。

本日の審議案件は、住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検についてです。前回、佐々木委員が欠席されていましたが、前回、概要を説明していただきました。その中で色々と質問が出てきたりしたものですから、その辺りをもう一度整理して御説明くださいということで本日に至っているところです。

それでは、諮問実施機関の行財政支援課から御説明をお願いいたします。

【実施機関】

おはようございます。行財政支援課で副課長をしております久芳と申します。本日はよろしくをお願いいたします。

本日は、前回に引き続きまして住民基本台帳ネットワークに関する事務を対象とする特定個人情報保護評価書の第三者点検を御審議いただきたいと思います。よろしくをお願いいたします。

説明に先立ちまして、資料2の2枚目にログのイメージ図がございます。おそれ入りますがこの資料2につきましては、厳重な管理をお願いしたいと思います。

それからもう1つ、契約書です。前回もお配りしましたが契約書につきましても法人の権利の保護のために厳重な管理をお願いしたいと思います。よろしくをお願いいたします。

前回の議論の中で再委託についての現状と課題、情報漏えいに対するリスク対策と整理及び漏えいが発生した場合の対策についてもう少し整理して説明が必要との御指摘をいただきましたので、本日はそれらについて説明をさせていただきたいと思います。

本日、資料を3つ御用意しております。資料1で法改正の背景と附票連携システムの概要を、資料2で、再委託とリスクの対策について、資料3で御指摘を踏まえた全項目評価書の修正内容を御説明させていただきます。よろしくをお願いいたします。

では、担当から説明させていただきます。よろしく申し上げます。

【実施機関】

それでは、御説明させていただきます。お手元の資料1を御覧ください。

「改正の背景とシステムの概要」についてです。こちら内閣官房が公表している「国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証の利用関係 改正概要」の抜粋です。改正の背景としまして、マイナンバーカード・公的個人認証は住民票を基礎とした制度であり、住民票は国外転出時に消除されるため、国外転出者は利用できない現状がございます。一方、平成29年には国外に滞在する日本国民は住民基本台帳法制定時の昭和40年代前半と比較して約4倍になっており、国外に滞在する日本国民は増加しております。デジタル化の進展により官民のオンライン手続が多様化しており、国外転出者についてもインターネット上で確実な本人確認を行うニーズの高まり、具体的にはマイナポータルの利用、年金の現況届等の手続もオンラインで可能になる、将来的にはインターネットによる在外投票ということが挙げられます。

これらを受けまして、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード（公的個人認証・電子証明書）の利用を実現するため、いわゆるデジタル手続法が制定され、令和元年5月31日に公布されました。

デジタル手続法の中で住民基本台帳法の一部改正が行われ、黄色い枠囲いの仮称附票ネ

ットワーク、現在お諮りしております附票連携システムの構築が定められました。

では、1ページをおめくりください。

参考例として住民票と戸籍の附票をお付けしています。現在、戸籍の附票には生年月日、性別等の情報も追加になっております。国外転出により住民票は消除されますが、戸籍の附票は本籍地市町村で管理されておりますので現在の情報として残ります。

ではもう1枚おめくりください。

今度は縦向きの資料になります。こちらが「国外転出・転入に係る住民票と戸籍の附票」、「国外転出に係るマイナンバーカード等の交付・利用について」です。最初に御説明した改正の目的、国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用を実現することについて図を用いて御説明いたします。

上の図を御覧ください。

住民の方が国外転出される場合、市町村に転出届を提出します。これを受けて住民票の消除が行われます。さらに転出地市町村から本籍地市町村に対して住基ネット回線で戸籍の附票記載事項通知を行い、戸籍の附票にも記載されます。このことから、国外転出者の個人認証の基盤は戸籍の附票となります。その後、住民の方が国内転入された際、転入地市町村に転入届を提出いただき、転入地市町村で住民票が作成されます。さらに転入地市町村から本籍地市町村に戸籍の附票記載事項通知が行われ、戸籍の附票に新住所地が記載されます。国内転入した際は、住民票が公的認証の基盤となります。

それでは下の図、「国外転出に係るマイナンバーカード等の交付・利用について」を御覧ください。

現行では、マイナンバーカード等は住民票を基盤としておりますので、国外転出で住民票が消除されたときにマイナンバーカード等が失効し、帰国し国内転入するまでの間マイナポータルや公的個人認証サービスも使えない状況になります。改正後は戸籍の附票も個人認証の基盤となるので国外転出により住民票が消除されている間も戸籍の附票を基盤としてマイナンバーカードの発行等ができ、マイナポータルや公的個人認証サービスの利用を継続できることとなります。

続きまして戸籍の附票に係る事務が今後どのように変わるか御説明いたします。

1枚めくっていただきA3の横向きの資料を御覧ください。

附票連携システムの開始に伴う変更の概要でございます。上の図が現行、下の図が改正後でございます。まず、現行の上の図を御覧ください。

住民の方は引っ越しをされた際に住所地市町村に届出を行います。図の左側、紫色の①の矢印になります。また、戸籍の届出は、本籍地又は住所地に行います。図の左、又は中央の緑色の②の矢印になります。転出転入届等があった場合、住所地市町村においては①の矢印のとおり、住基ネット回線を使って本籍地に住所の通知を行います。また、住所地市町村に戸籍の届出があった場合、②のとおり、住所地市町村は本籍地市町村に戸籍届を送付します。本籍地市町村では①の矢印のとおり、各種届出に基づいて戸籍の附票の記載を行います。なお、戸籍の附票は市町村において電算管理をされているところです。また、補足にはなりますが、戸籍につきましては正本が市町村に備えられており、副本は法務大臣が保存しています。これらも現在は電子化されています。

図の上、右の③の矢印のとおり住民の方が証明書、戸籍の附票の写しを必要とされる場合、本籍地市町村に交付申請をし、交付を受けることとなります。

では下の図、改正後を御覧ください。

今、御説明しました住民の方が行う届出や証明書の交付申請には変化はございません。附票連携システムは、あくまで国外転出後も利用可能な戸籍の附票を個人認証の基盤として活用し、国外転出者によるマイナンバーカード・公的個人認証（電子証明書）の利用を実現するためのシステムですので、住民の方が戸籍の附票の写しを取得しやすくなるということはございません。

ここで前回御質問いただいていたおりましたコンビニ交付につきまして、情報政策課より御説明いたします。

【事務局】

コンビニ交付の御質問につきましては、情報政策課から回答させていただきます。ページを1枚おめくりいただきまして、「福岡県市町村におけるコンビニ等での戸籍の附票の取得可否について」という資料を御覧ください。

前回、どれぐらいの市町村において、コンビニで戸籍の附票が取れるのかという御質問をいただいていたけれども、こちらの資料のとおり、現在60市町村のうち、29市町村で戸籍の附票を取得できるという状況になっております。

1件、資料の訂正をさせていただきたいのですけれども、資料の下のほうにアスタリスクで記載しております糸島市については、本籍地を糸島市に置く場合に取得可という記載をさせていただいておりますが、こちら正しくは、糸島市については住所地、住民票を糸島市に置く場合に取得ができるということになっておりますので、訂正をさせていただきます。

以上です。

【実施機関】

それでは、附票連携システムの資料に戻って御説明させていただきます。

下の改正後の図、中央の黄色い矢印を御覧ください。

現行では、本籍地市町村は①〃〃や②〃〃により戸籍の附票の修正をするまでですが、附票連携システム開始により、中央の黄色の矢印が加わり、本籍地市町村においてコミュニケーションサーバに附票本人確認情報のデータ取り込みを行います。

附票本人確認情報とは、氏名、住所、生年月日、性別の4情報と住民票コード及びこれらの変更情報です。附票本人確認情報がCSから附票都道府県サーバへ、附票都道府県サーバから附票全国サーバへ通知されることで、附票都道府県サーバと附票全国サーバの情報が更新されます。このCSから附票全国サーバまでの青い枠囲いの中が、附票連携システムです。なお、その下の青い枠の米印に記載のとおり、附票連携システムは住民基本台帳ネットワークシステムを利用して構築されているため、基本的な構成は住民基本台帳ネットワークシステムと同様です。

図の右側、緑色の矢印を御覧ください。

附票連携システムの目的ですが、附票連携システムと連携して戸籍の附票情報を本人確認の基盤として活用することで、国外転出後も個人番号カードによる本人確認、個人番号の真正性確認が可能となり、国外転出者も個人番号、マイナポータルや公的個人認証サー

ビスを利用できるようになります。これを右下の住民の利用の枠囲いに記載しております。

なお、マイナポータルでは、行政手続を検索し、手続によってはそのまま申請できるほか、年金情報等を確認できます。公的個人認証サービスとは、オンラインで申請や届出といった行政手続やインターネットサイトにログインを行う際に、他人によるなりすましやデータの改ざんを防ぐために用いられる本人確認の手段であり、電子証明書と呼ばれるデータをマイナンバーカード等のICカードに記録することで、利用が可能になります。また、中央下の枠囲い、附票連携システムの行政の利用ですが、福岡県内のいずれかの市町村において戸籍の附票に記録された方の国外転出後の生存情報や、氏名の変更状況の確認ができるようになります。なお、住基法に規定されている国外転出に係る事務を処理する場合に限ります。

以上が附票連携システムの開始に伴う変更の概要です。このうち、本県特定個人情報保護評価書としてお諮りしているのが、中央赤枠で囲っております附票都道府県サーバ部分でございます。

事前に資料をお送りした際に、附票連携システムの導入に伴い、マイナンバーの保存先や移動経路がどう変わるか御質問いただいておりましたので、ここで御説明させていただきます。

ドッチファイルにとじられています全項目評価書の8ページと9ページのシステムの図を御覧ください。

御説明させていただきます。

8ページが現在もあります住民基本台帳ネットワークシステム、9ページが新たにできる附票連携システムです。個人番号を常時保存しているのは、引き続き住民基本台帳ネットワークシステムのCS、都道府県サーバ、全国サーバでございます。附票連携システムは個人番号を常時保存しておりません。しかし、国外転出者の事務処理に際し、法令上職員が個人番号を検索する必要がある場合に、一時的に住民基本台帳ネットワークシステムから附票連携システムに対象者の個人番号を抽出します。当該個人番号は、附票連携システムにおいては一時的な保存であり、システムにて自動的に消去します。また、住民基本台帳ネットワークシステムから附票連携システムへの抽出は、専用線を用いて行います。これらの仕組みにより、安全性の担保に努めております。

以上がシステムの概要の説明になります。ここまでで御質問等ございますでしょうか。

【部会長】

ありがとうございました。一旦ここで切らせていただいて、前回、附票連携システムを住基ネットにつなげるに当たって、第三者点検を実施するという事なんですけど、そもそもこの附票連携システムというのはなぜ必要なのかというのがまず問題にありまして、前提として一体どういうシステムなのかと、住民票ってどういうふうになっているのか、変更したりとか取得したりするのはどうするのかとか、あるいは附票とはどうなっているのかなど、色々質問が出たところだったと思うんですね。

更には、こういった附票連携システムを新たに住基ネットとつなげることに、住民の方で何かメリットは出てくるのかとかという御質問もあったかと思っておりますので、その辺りも、前提としてこの附票連携システムというものが一体どういうものなのかをもう一度説明してくださいということで、今日まとめていただいたと思います。

まず附票ですかね。特に前回附票が問題になったと思うのですが、附票っていうのは今日お示しいただいた住民票例と戸籍の附票例とかにあるものということですよ。住民票って大体皆様も取られるかと思いますが、こういった横書きになっていますけど、戸籍の附票を取ると中にはこういう縦書きのものもあるのですが、今は電算化もされていますので。この前、山元委員から御質問出ましたですかね。PDFだけになっているのか、それとも電子データ化されているのかというお話があったかと思うのですが、今は電子データ化されていて今日いただいたこの縦書きの例というのはどちらかという従来のもので、今取ると横書きのものもあつたりしますので、一応そういう意味じゃ戸籍の附票というのも住民票と同じような形で電子データ化されているということのようです。

私がこの前の審議会の後ですね、自分でも調べてみたところそういうことでした。更にこの附票連携システムというものをつなげることで何か新たなメリットは生まれるのかというと、今日のお話からすると別に何か新たに戸籍の附票が取りやすくなるとか、住民票が取りやすくなるとか、何かそういったものができるようになるという話ではなくて、あくまでも国外転出した場合のマイナンバーカード等の交付の利用というのができますよと、そういったメリットが生ずるものだと、そういうことでよろしいのですかね。

【山元委員】

ついでにお聞きしたいのですが、このデジタル化というのはもう全国的にほぼ完了しているのですか。附票のデジタル化というのは。例えば、5年前とかの場合だと、私が父親の附票を取るときには、単なるコピーでデジタル化はされてなかったんですけども、ここ数年でもう終わってるというふうな認識でよろしいのですか。

【実施機関】

デジタル化はされてきているのですけれども、いつ時点からデジタル化されているかというのがまた自治体によって異なっておりますので、削除されている古い情報とかですと、PDFですとか先ほどお示ししたような縦向きの情報で残っているものもあります。現在情報としては、電算化がされているところです。

【山元委員】

分かりました。それともう1つお聞きしたいのですが、私は、あまり海外に行っていないので実際にやったことないですけど、マイナポータルですね。この辺のネットワーク、インターネットを通じて使う際に、海外から別に問題なく日本の国内にいる場合と同じように使える状態なのですか。例えば、旅行に行ったときとかそういうときに、半年とか3か月とか滞在することもあるのですが、その場合、住民票は移動しないですね。普通に日本の国籍と住民票のある状態で海外から通常どおり普通に、単なるインターネットで取得という形でできるのですか。

【事務局】

こちらに関してはデジタル戦略推進室から補足いたしますと、基本的にマイナポータル自体はインターネットからの接続になりまして、海外であろうと国内であろうと接続はできるものになります。

【山元委員】

一つ懸念というか、一般的に長期海外に出られる場合というのは、住民票を一旦消して

からという形で、今現在マイナポータルとかそこら辺で一時的に使えなくなるという状態
で出ていかれているのですけども、これが海外に出られる方がみんなマイナポータルが使
える状態が出ていくとなると海外からいろいろな不正なアクセスとかそういうのが増える
可能性というのはもちろん杞憂であるし、僕らが言うことではないとは思うのですけども、
可能性としては考えられるというのは一応認識しておいたほうがいいかなという感じはし
ます。

先ほど、デジタル証明書の話がありました。マイナポータルでもデジタル証明書が入
っている状態なのですか。

【事務局】

マイナポータルというよりも、マイナンバーカードの中にデジタル証明書が入っていま
す。

【山元委員】

入っているのですね。

分かりました。ありがとうございます。

【部会長】

どうぞ、櫻井委員。

【櫻井委員】

海外での使い方なのですが、国内だとこういうふうに市町村でコンビニとか区役所に行
くのだけど、海外ならどこに行くのですか。

【事務局】

海外から利用するのは、先ほども説明があったように、例えば自分の年金情報を見たり
ですとか、今どういう登録をされているかというのをマイナポータル上から参照するとい
ったものですとか、あるいはマイナポータル上で行政機関に対するいろいろ電子申請の手
続が受けられるようになっているものもあるのですけれども、そういったオンライン申請
ですね。海外にいながらにしてマイナンバーカードをかざして本人確認をして電子申請を
したりですとか、あるいは自分の情報を見たりということができるといのもので、何かコ
ンビニとかで自分の情報を印刷したりとかそういったものではないということございま
す。

【櫻井委員】

マイナンバーカード自体の認証って、何かリーダーをパソコンか何かで読むのですか。

【事務局】

リーダー付きのパソコンあるいはICカード対応のスマートフォンがありましたら、そ
のマイナンバーカードの中に搭載されている本人であるという電子証明書を読むことが
できるということで、そこで本人確認ができるということになります。

【櫻井委員】

目的は何でしたっけ。戸籍の附票を海外での云々ということをおっしゃったけど、印刷
まではしないのですね。

【事務局】

そうですね。今回の件とは別として、戸籍の附票を全国のコンビニエンスストア等取
ることができる仕組みはもう既にありますという御説明をしたところで、海外で戸籍の附

票を取るとかそういったところではございません。

【櫻井委員】

海外に行ったホテルとか住んでいるところから印刷とかはしないということですね。

【事務局】

そのとおりです。

【櫻井委員】

実際に自分の情報を見るのはいいですけど、そういう書類の発行は今も家ではできないのですよね。

【事務局】

そうですね。スマホに表示されたりとかパソコンのブラウザ上に今こういう状況ですということが表示はされますけれども、それが何か証明書として印刷するというものではございません。

【櫻井委員】

ありがとうございます。

【部会長】

一応、念のために確認なのですが、今回のこの附票連携システムというのは、別に海外から附票を取るためにとかということではなくて、要はマイナンバーカードとかを利用できるようにするために、今までだったら住民票と紐づけてそのマイナンバーカードが発行されていたものです。ところが海外に住まうと住民票が削除されてしまって、その基盤となるものが消えてしまうので、海外で使えなくなってしまいます。それは別に附票を取るとか住民票を取るとかそういうことではなくて、いろいろなことで使えなくなってしまい、それがよろしくないということで、何とか海外に出てもなおマイナンバーカードが使えるようにするためにどうすればいいかというところで、そうしたら住民票と同じように附票というのがあるじゃないかと。附票というのは海外に出てもずっとそれが消えてしまうものではなくて、戸籍のところに残っているので、これを基盤にしてマイナンバーカードを発行するような形にすれば海外でもマイナンバーカードも使えるねと。そういうことでこの附票連携システムというのをつけましょうということになったんじゃないかなと思うのですが、そういう理解でよろしいのですよね。

【櫻井委員】

おそらく山元委員がおっしゃったように、私が外国に行こうとした際は、事前に登録とかやっておかなくちゃいけないということなのですね。この連携を自動的になるのですかね。

【部会長】

多分、これも、今回いただいたシステムの資料を見ていると、要はその転出届を出すと、その市町村から今度本籍地の市町村にデータが送られて、そこから今度この附票連携システムにデータが送られる形になっていくので、別に特別に何か届出をしないといけないという話ではないのではないかと。多分、今までどおり住民票のところ、転出しますよというのを出せばそれでできる、つながるようになっていくということではよろしいのでしょうか。

【櫻井委員】

利用者は何も選ぶ必要ないということですね。

【山元委員】

利用者は何もしなくていいです。前は海外出るときにマイナンバーカードがなくなるのですよ。帰ってくるときにマイナンバーカードは再発行してもらわなきゃいけないのです。今回それをしなくてよくなる…。

【櫻井委員】

マイナンバーカードが維持されるという理解でいいですよ。

【佐々木委員】

私デジタル庁の仕事もしているので説明しますと、マイナンバーというのは国民番号なので日本国民ということを確認するための番号なのですね、そもそも国民番号って皆さん1つずつ持ってて、それはマイナンバーカードにひもづけるというのをやっているのですが、それによって日本国民であるということの確認は変わらないので、一々国外転出しても、また戻ってきても別に日本国民なのでマイナンバーカード失効する必要はないというのが考え方としてあります。サービスを使うというよりかは、どちらかという日本国民であるという証明書の番号を失効するという考え方のほうがおかしいでしょうということから失効しなくていいということになっているという感じです。

【山元委員】

すいません、マイナンバーと国民番号というのは同じものなのですか。

【佐々木委員】

同じです。

【山元委員】

同じなんですね。ということは、今まではそれが一旦失効していたのです。

【佐々木委員】

そうです。番号自体は残っていたのですが、カードとして失効していたということです。

【山元委員】

では、帰ってきたときにもう一度再発行しなければいけないという…。

【佐々木委員】

そうです。再発行というかもう一回申請して、又取得しないとダメということ。

【山元委員】

ナンバーは新しくなるのですか。

【佐々木委員】

なりません。

【山元委員】

僕、実際にやったときにマイナンバーの番号が再発行によって変わっていたような…。

【佐々木委員】

なるほど。2とかになっているということですかね。

【部会長】

今のお話でいくと、要はマイナンバーというのはもう決まっていて、これは海外に行こうがどうしようが、マイナンバーカードが発行されようがどうしようが関係なく、もう国

民の番号というのは決まっています、ただそのカードと違ってというのが今までだと海外に行ってしまうと使えなくなってしまうので非常に不便だったのが、今度からは附票のほうにくっつけておけばカードもそのまま使えるようになって、戻ってきたってそれがそのまま使えますよという話ということでよろしいのでしょうか。

【佐々木委員】

将来的には皆さん、1つの番号でいろいろなDXのサービスを受けられるようにということを進めているので、1回ずつ失効するというのがそもそもコストもかかるし作業もかかるということで、もう一回するというのをやめるというような方向性だと思いますが大丈夫ですか。

【櫻井委員】

国民番号にこだわらないのですけど、短期で在住する外国人の方もマイナンバーカード持っているのですかね。

【事務局】

外国人も住民票が作成される限りはマイナンバーが発行されます。

【櫻井委員】

あるね。だから国民番号というのはおかしいのじゃないかな。

【佐々木委員】

外国人はまた別の番号をお持ちなのでその番号がひもづけられているという。

【櫻井委員】

それはマイナンバーと呼ぶのですよね。

【佐々木委員】

そうです。

【櫻井委員】

国民番号という言い方は。

【佐々木委員】

実際は海外に行った方って日本人の方だけがその国民番号を失効する、失効というかひもづけを1回1回システムで切るというのをしないということです。

【櫻井委員】

ざっくりいうと税金を払う義務が生じるみたいなイメージでいいですか。どっちかというかね。

【佐々木委員】

多分そうです。ざっくりいうと、海外に行ってもその方がどこにいるかという生存確認とかができるような仕組みにしていくというのもあるのだと思います。

【櫻井委員】

おそらくそういう意味も。

【佐々木委員】

生まれたときから亡くなるときまで一貫してちゃんと同じもので管理しようというのが基本的な考え方です。

【山元委員】

最初はID的な考え方だったのですけど、それをもう再発行とかそういうことではなく

で一貫してずっと使いましょうと。ただ、国民番号とマイナンバーの番号は同じものではない。ひもづけはされている。だからそれがもう切れない、今後は一生切れないです。そのIDをずっと使いましょうという話ですかね。

【事務局】

1点お伺いしたいのですが、国民番号って今おっしゃっているのはどういったイメージでしょうか。

【佐々木委員】

生まれたときに付く番号です。

【事務局】

住民票コードとかの。

【佐々木委員】

コードですかね。私は国民番号ってデジタル庁からお聞きしているだけなのでどういう形式でデータを持っているのか、データベースまでは見ていないですけれども、デジタル庁のほうでは国民番号ということと呼んでいらっしゃいました。

【櫻井委員】

私も初めて聞いた言葉でしたので確認された方がいいですよ。

【実施機関】

私たちの所管する住基ネットの方では個人番号と呼んでいます。

【櫻井委員】

国民番号って私が理解する限り、今は存在しないのじゃないかなと思っているのですけど。

国民番号というのは聞かれたことありますか。

【実施機関】

国民番号ではなく、個人番号というふうに呼んでいます。

【櫻井委員】

マイナンバーは外国人の方も持っているので、多分国民番号という言い方もちょっと語弊があるのかなと私は聞こえたのですけど。

【佐々木委員】

そうですね、国民番号という言葉が正しいかどうかは私も民間なので分からないのですけど、ごめんなさい。

【部会長】

もしかしたらその辺りの言葉というのは通称とかですね。今、櫻井委員おっしゃったように、国民番号というと何か日本国民のみなのかというふうにもなって外国人の方はどうなのだという話もありますけど、もうちょっと広いというか外国人の方も使えるようなものなのかもしれないですけど、それはもう説明のために分かりやすく国民番号と呼ばれているだけなのかもしれないですね。デジ庁でも。そこら辺は何とも分からないところですけど。

いずれにしろ今回のこの附票連携システムというものの自体を作った目的というのが、そういった海外に行ったときにマイナンバーカードが使えなくなってしまうと。それはなぜかということと住民票基盤に発行していたからだ。でもそれでは困るので、今度から住民票

基盤ではなくて戸籍の附票という海外に行っても残るものを使いましょうと、こういう形で作ることになったと。そういうシステムなのだということが前提なのだということだと思います。そこまでのところは、何か私は理解できたような気がするんですけど。

【櫻井委員】

利点があるのですよね。

【部会長】

私なんかはあまり海外に行ったりしないのでよく分かりませんが、きっと海外に行かれた方なんかは行って戻ってきて、毎回同じものを、作らないといけないのか、海外に行っている間も使えなくて非常に不便だと思われることきとおありなので、そういうのが今後増えてくるから法律改正をしてこういった附票連携システムを作りましょうという話に多分なったのだらうと思います。

【櫻井委員】

今のマイナンバーカード、更新が必要だったんですけど。カード自体の。

【事務局】

10年に一度更新があります。

【櫻井委員】

逆にそこで海外に11年以上いる人は又更新を日本に戻ってきてしなくてははいけない。

【事務局】

それがですね、国のデジタル社会の実現に向けた重点計画という計画があるのですけれども、それをベースにお話しすると一応2024年度中に在外公館、外務省の出先なのですけれども、在外公館でそういったマイナンバーカードの更新とかができるようになる予定だということです。

【櫻井委員】

多分そうだと思います、まさにね。そこは国がやるのですね。

【部会長】

システムに関してのところはよろしいでしょうか。

そうしたら次のところへ移りましょうか。

次、資料2の方ですかね。再委託、リスク対策の方について御説明の方をお願いいたします。

【実施機関】

資料2の御説明に入らせていただきます。

今回、福岡県住民基本台帳ネットワークシステムに係る代表端末機器等の運用管理及びソフトウェア保守業務について、個人番号を含む作業の再委託を行うことについて諮問しておりますが、当該資料で現状の課題と情報漏えいに対する当課の対策をまとめております。

冒頭にも申し上げましたが、こちらの資料では取扱注意情報となるログの情報等を含みますので、委員様限りで確認いただき、事前にメールさせていただいた資料2も審議が終わりましたら削除いただきますようお願いいたします。

では、説明に入らせていただきます。

1番、委託業者・再委託業者の作業についてです。

本県で県所管部分の住民基本台帳ネットワークシステムの構築を行った際、現、地方公共団体情報システム機構の住民基本台帳ネットワークシステム基本設計を受託している業者であること等の条件による企画提案方式による入札を行い、日本電気株式会社九州支社が落札した経緯がございます。その後、運用・保守は、福岡県随契審査会に諮り、日本電気株式会社九州支社に対する随意契約を行ってきたところです。

(1) 委託業者の作業ですが、福岡県住民基本台帳ネットワークシステムを構築した業者であることから、システムに精通しており、実務を行っている再委託業者へ作業指示を行っております。(2) 再委託業者の作業は、委託業者の指示の下、【本県が指定する場所】で運用・保守作業を実施しております。

では、2再委託する業務の現状と今後の業務内容等の比較です。

職員が不正な検索等を行っていないか、上記運用・保守作業の一環として【本県が指定する場所】において、現在、個人番号を含まない業務アクセスログの確認をしてもらっていますが、個人番号を含む作業を認めることで任意の連続した個人番号による検索等といった不適切な操作の発見が可能となります。障害発生時には、県職員により個人番号を削除した後のログを基に原因の解析作業等を実施することとなりますが、個人番号を含む作業を認めることで、個人番号の削除を待たず迅速な復旧作業が可能となります。

【ログの例の説明】

では、1ページ戻っていただきA3の資料、中央の表を御覧ください。詳細について御説明いたします。

まず、再委託する項目、業務アクセスログ監視・保存・退避（複写）のうち、個人番号が関係する業務内容は、操作者の操作履歴を確認することができる業務ログファイルの確認です。【再委託先が行う現在のログの確認内容】現状の課題としては、住基ネットを使用している職員が、任意の個人番号を1から順に検索する等の行為を監視・監督することができず、興味本位の検索等を抑止することができないことがあります。個人番号を含む再委託を認めることで、現在の確認内容に加えて個人番号を順番に入力する等の不要な検索を確認できるようになります。

次に、問合せ及び障害対応の業務内容は、【障害復旧時の作業の説明】現在、個人番号を含まない再委託での実施作業では、解析作業等を実施する際、業務アクセスログは個人番号を県職員が削除した後、確認作業に入ることとしています。しかし、業務アクセスログを確認する際には、県職員が個人番号を削除するまで作業することができないため、ログを確認するたびに削除作業を行うことから復旧までに時間がかかってしまいます。障害発生時は、システムエラーにより予期せぬ場所に個人番号が表示される可能性が否定できないことから、個人番号の削除に時間を要するという課題があります。個人番号を含む再委託を行うことで個人番号の削除を待たず解析作業等を速やかに行うことができ、障害からの復旧が速やかに可能となります。特に障害復旧につきましては、これまで大規模障害が発生していないため問題になってきていませんが、住民基本台帳ネットワークシステムは、住民に直接影響があるパスポート等の事務で使用されており、迅速な復旧が強く求められるところです。

続きまして、3自動車税における個人情報の流出原因と当課のリスク対策です。

自動車税における個人情報の流出原因と同様の事態が発生しないように、当課が取る対

応を表にしております。表の御説明に入る前に2ページめくっていただきまして、A4横
向きの自動車税における個人情報の漏えい事案と住民基本台帳ネットワークにおける日本
電気株式会社九州支社への委託・再委託を比較した資料を御覧ください。

上の図の自動車税における個人情報の漏えい事案についてです。

県は、株式会社NTTマーケティングアクト、現社名、NTTマーケティングアクトP
r o C Xに自動車税に係るコールセンター業務を委託しておりますが、この株式会社NT
Tマーケティングアクトが使用していたコールセンターシステムの保守業者である株式会
社NTTビジネスソリューションズの元派遣社員が不正に個人情報を取得し流出したとい
う事案です。

株式会社NTTビジネスソリューションズは、県の委託先・再委託先ではありません。
一番上ですが、当該事案において、県の委託先、再委託先以外の業者である株式会社NT
Tビジネスソリューションズが、システムにアクセスできるようになっていたという点
があります。

次に、保守業者である株式会社NTTビジネスソリューションズは、個人情報ファイル
そのものであるお客様データをダウンロードし、抜き取ることができました。

最後に、漏えいした株式会社NTTビジネスソリューションズは、委託先・再委託先で
はなく、保有個人情報の取扱いを行う事務を委託する場合の監督の対象外となってい
ました。

続いて下の図、住民基本台帳ネットワークにおける日本電気株式会社九州支社への委
託・再委託についてです。

県は、日本電気株式会社九州支社に住民基本台帳ネットワークに係る代表端末等の運用
保守を委託しております。更に、再委託先は委託業者の指示の下、ログの確認を行う場
合は、【本県が指定する場所】内で保守作業を行っており、県職員が立会いを行って
おります。

1つ目ですが、住民基本台帳ネットワークに係る運用保守においては、委託先・再委託
先以外の業者はシステムにアクセスできません。2つ目及び図の右下にありますように、
保守業者は個人情報ファイルそのものである本人確認情報にはアクセスできません。扱
うのはログデータであり、【本県が指定する場所】内で作業を行います。

では、1ページ目のA3横向きの資料の一番下、3自動車税における個人情報の流出原
因と当課のリスク対策を御覧ください。

自動車税における個人情報の流出原因と同様の事態が発生しないように、当課が取る
対応について表により御説明します。なお、流出原因はホームページ、「NTTビジネスソ
リューションズに派遣された元派遣社員によるお客様情報の不正流出についてお詫び」か
ら抜粋しております。

【アクセス制限、立会等当課のリスク対策詳細説明】

続きまして3ページ、めくっていただきまして、資料2の最後のページ、個人情報が流
出した場合の対応として、当県の体制を御説明いたします。

まず、発見者、確認者は、行財政支援課調整係長に報告します。調整係長は、ネットワ
ークシステム管理者である行財支援課長、情報推進リーダーである副課長、調整係係員
担当者に連絡します。更に行財政支援課長からセキュリティ総括責任者である企画・地域

振興部長及び企画・地域振興部市町村振興局長に報告します。並行して調整係長は、庁内関係課である情報政策課、県民情報広報課、信用失墜行為と認められる場合は人事課に報告し、国の個人情報保護委員会、法務省に報告することとなります。

委託先、再委託先による個人情報の流出では、保有個人情報取扱責任者、日本電気株式会社社会公共ソリューション開発部門主任に対し原因究明の指示、再発防止策の指示、漏えい先の特定指示等を行い、各種報告を受けます。このことは契約書にも記載しております。また、右下、枠囲いに記載しておりますが、臨時のセキュリティ会議の実施について規定がありますので、第三者への本人確認情報の流出等、住民への影響が大きいと判断される場合にはセキュリティ総括責任者に連絡するとともに、臨時のセキュリティ会議により経緯の確認、詳細な被害情報の把握、今後の対策の検討、広報及び報道対応の検討、関係各課への支援依頼の検討を行います。臨時のセキュリティ会議の構成員は、企画・地域振興部長（セキュリティ統括責任者）、企画・地域振興部市町村振興局長、企画・地域振興部市町村振興局行財政支援課長（ネットワークシステム管理者）、副課長、課長補佐、調整係長、調整係担当者（ネットワークシステム担当者）です。

以上が再委託とリスク対策についてでございます。

【部会長】

ありがとうございます。

まず、この問題というのは、今まで再委託はしていたけれども、個人番号を含む作業については再委託していなかったのを、これからは個人番号を含む作業についても再委託しようという話だったですかね。

ところが、最近報道されたとおり自動車税における個人情報の流出という問題が起こったので、本当に個人番号を含む作業を再委託していいのだろうかというのが、前回の審議会の中できな意見が出たところだったと思います。

それです、その個人番号を含む作業の再委託する必要性と、それから直近で発生した自動車税における個人情報の流出の事案と、今後やろうとしている再委託がどう違うのかというところをまとめていただきたいということでお願いしていたことだと思います。

今日は御説明いただいた2の再委託する業務の現状と今後の業務内容等の比較というのが個人番号を含む作業の再委託をする必要性の話で、3のところはその発生した事案と今回の再委託とのところがどう違うのかというところを御説明いただいたものだという、そういう理解でよろしいですかね。

それでは、これについて委員の皆様方へ何か御質問とか御意見とかございませんでしょうか。

【山元委員】

確認したいのですが、対策のところが一番目に挙がっている当課の対応ということ、これは制限の強化ということでよろしいのですか。一番上の制限の強化。

【実施機関】

こちらは従前からこのような形でアクセスできる人を制限しています。

【山元委員】

これは変えたというんですね、強化したという。

【実施機関】

こちらは従前から取扱いがございます。そもそも県のほうでは権限を与えた人しかアクセスできないと。

【山元委員】

これは該当しないというふうになります。そのダウンロード可能になっていたということは。

【実施機関】

県は対策を取っていて、権限を与えた一部の人しかダウンロードできないような状態です。

【櫻井委員】

当課の対応の3番目、保守業者の作業をこれまでは随時立会いとしてたのを、今後は常時とする。

【実施機関】

そうです、はい。これまで作業開始時と随時、立会いをやっていたのですが、立会いしてなかった時間とかもありますので、職員が常時立会うというような見直しを行いました。

【櫻井委員】

随時というのが、いつでもできるということなのか、時々するというのかな、非常に曖昧で、これは決まってないということですか。

【実施機関】

はい、決まっていなくてなかったのです。

【櫻井委員】

常時でいいのですが、自動車税の漏えい事案に関しては、ここの管轄でないんですね。

【実施機関】

そうです。

【櫻井委員】

最後のところでした。この中では、自動車税の漏えいをこのような表の中で、どこが管理されているのですか。

【実施機関】

自動車税は県の委託先、NTTマーケティングアクトに情報がありました。

【櫻井委員】

ここで議論しているのは、住基番号利用ですから、自動車税は関係ないんですね。

【実施機関】

全く違います。

【櫻井委員】

では、これは今回の評価とどこが関係しているのですかね。

【部会長】

そうですね。おそらく、この資料というのは、問題となった住基ネットワークについての再委託の問題、それが具体的にどういったものが再委託されているのかっていうのを1つまとめてありますよね。

次に自動車税における個人情報の漏えい事案と、それから住民基本台帳ネットワークにおける日本電気九州支社への再委託の表があると思うのですが、これが、今回やろうとしている再委託と、今回発生した問題との比較の表だと思うのですね。それで、どこが違うのですかというところを表に示して、実施機関がおっしゃりたいのは、そういう意味では今回起こった事象というものと、今回やろうとしている再委託は、全然違う事象なのですよということを説明するものだと思います。

その上で、ただ今度は、自動車税の事案を置いておいて、仮に今回やろうとしているところで万が一にも個人情報が流出した場合に、どういうふうに対応しましょうかというのが3番目の話ということなのです。だから、3番目の話というのは、自動車税の話とは全く関係のない話だと思うのですけどね。

【櫻井委員】

自動車税の関係で個人情報が漏れたということは、福岡県個人情報保護委員審議会の議題ではないのですね。

【実施機関】

はい。今回の議題ではございません。

【櫻井委員】

ここで審議することではないということですね。

【部会長】

そうですね。それは違うのですが、やはりそういう事象が起こっていながら、新たに再委託しようという話になったわけなので、果たして再委託してもいいのでしょうか。そうすると今回起こった事象と、やろうとして再委託は同じなのかどうなのか、これが同じ事象であれば、やはり十分な対策が立てられないと、再委託は認められませんよという話になってくると思うのですよ。違うのであれば、そこは別の問題ですので、きちっとしているものだったら承認にしてもいいですねとなるので、そのところを比較した資料を作られているのだと思います。確か前回そういうことでお願いしていたはずですよ。

【櫻井委員】

より安全なものだということは明らかに分かるので、元々立ち上げのときから、対策を強めてらしたものと私は記憶しています。

【部会長】

どうぞ、山元委員。

【山元委員】

対応のところで書かれている、監視カメラの設置を検討中ということですが、これ監視カメラというのは職員の代わりに設置するということなのですね。監視カメラの映像というのは、後でまた職員がチェックするという話になるということでしょうか。

【実施機関】

監視カメラを設置したからには、監視カメラをチェックすることになりますが、それが職員の立会いと同等の安全措置と言えるかについては、議論にはなっているところでして…。

【山元委員】

職員が現場にいるかないかという差ですか。それとも、ビデオか何かで録画しておい

て、あとで早送りで確認することによって業務時間の短縮とか、人件費の短縮とかそういうことの意味ですか、どちらですか。

【実施機関】

それと抑止力という効果もあると考えていますけれど、その辺りは検討中で…。

【山元委員】

分かればいいです。検討中ということなので、参考までにお聞きしたかったです。

【実施機関】

現実的に、毎回こう見るというのはどうかというのは検討中で…。ただ、抑止力には間違いなくなると思います。

【櫻井委員】

保守は夜中とか、システムが動いてないときに行われるのですかね。夜中ずっと張り付いて保守の方と一緒に県の方が残業するというのも負荷もありますよね。大体、保守は夜中のイメージが…。

【部会長】

そういうところもやっぱり、あるのでしょうかね。

【井上委員】

私も、その点をもうちょっと知りたくて、保守業者の作業というのは、頻度はどれくらいあるものなのでしょうか。ものすごく頻繁にあるのであれば、常時、職員の方が立ち会うという対策が果たして現実的なのだろうかという疑問もありまして、そうであれば監視カメラなり、ほかのことを検討したほうが現実的になるのではないかとことを思いました。

【実施機関】

住基ネットの保守作業が夜中にあることはほとんどなくて、基本的には時間内にやっております。頻度としましては、特にログの監視もございまして、1週間に1回程度、委託業者が来ておまして、そのときには立会いをしております。

【櫻井委員】

その間はサービスが止まるのですか。

【実施機関】

止まりません。システムの更新とかは、週1で行われているわけではなく、先ほど申しましたようなログの監視作業とかも含めての運用保守作業ですので、システムを止めずに監視とかはできますので。

【櫻井委員】

ありがとうございます。

【井上委員】

週に一度でも、時間はそれほど長くないということ。

【実施機関】

数時間程度です。

【井上委員】

現実的にずっと常時立ち会うということは、可能なのですね。

【実施機関】

その辺りを監視カメラでできるのかを含めてとか、今回の事案が発生しての対応になっていますので。

【櫻井委員】

ただ、自動車税の事案というのは、随時立ち合いしていればなかった事案ですからね。次元が違う話に見えますよね。当然、対策を強めてもらうのは全くいいですけど。

【部会長】

監視カメラも、立会いだけとか監視カメラだけとかとしてしまうと、それはそれで今度その合間を見てこうしようとか、ちょうど少し席を外すから、そこでやればいいやとか、いろいろ出てくるので、何かそこら辺はうまく交えながらされたほうが抑止力がかかってくるのかなというふうに思いますけども。

【櫻井委員】

この対策も最終的にここで承認する必要があるのですか。

【部会長】

多分、再委託をするかどうかというところを、ここで議論するという話だと思います。

【櫻井委員】

細かいところまではしないということですね。

【部会長】

佐々木委員、何か。

【佐々木委員】

私の所のシステムのつくり方とは全然違うので大変そうだなと思って、あまり監視を強めすぎるとやりたくないという人が出てくるのではと置いていたぐらいです。

【部会長】

この手の問題、多分、再委託は、せざるを得ないところもあるのですよね。きっと専門的な知識がないとできないことなので、県の人だけじゃ無理だと。

【佐々木委員】

日本電気さんからNTTに行っていたってことですか。違うんですよね。NTTマーケティングの事例が県としてあったから、それとは全然違いますよっていう比較の話を今されてるのですよね。

【実施機関】

はい。

【部会長】

前回、審議があったときにちょうどマスコミで報道された後だったので、その事案と今回やろうとしている再委託が、どう違うのか同じなのかというのも全然、分からなかったので少しそこを整理していただきました。

そうすると、私も今回こうやって整理していて分かったのですが、自動車税の話というのは、県の外にあったNTTマーケティングアクトというところにあるデータですね、しかも個人データを、再委託先ではない会社の派遣社員が、ごっそりとUSBで持ってってしまっていたという案件で、ところが今回やろうとしている再委託というのは、【本県が指定する場所】での作業ですので、県の職員が立ち会ったり、あるいは監視カメラをつけることができる。やはり今回、発生した自動車税の案件とはかなりリスクの大きさと

しては違うかなと。そういうことであれば、私もこれから再委託やってもいいのかなというふうに思った次第です。

【櫻井委員】

まだ、捜査中でしょうけど、1回漏れているんじゃないかっていう相談があって、会社が調べたけど分からなかったっていうふうに言われましたよね。ですから、この事故をしっかり踏まえて、ぜひともカメラに限らず、あらゆる対策を講じた方がいいですね。

【部会長】

今、櫻井委員おっしゃったとおり、やはり、こういったものが起こるのだということが再認識できたわけなので、それにそういうことがならないように、確かに事象としては違うかもしれませんが、やはり緊張感を持って、監視するようにしないといけないというのは分かったことなので、そこは盛り込んだ上で対策立てて、再委託ということをしていただかないといけないのかなと思いました。

私が意見を言ってしまうましたが、ほか何かございますか。

【佐々木委員】

今のシステム、監視ログ結構つけているんで、ログ解析しますよって話ですよ。

【実施機関】

はい。

【佐々木委員】

それにお金かけていますよとか、ちゃんとセキュアにやっていますっていうことだと思うので…。

システムやってないと難しいかもしれないですけど、エラーが出たときとかに、業務作業ログって結構取るのですよ。どこでエラー出すのかとか、操作で出るのか、ログの中での突合で出るのかとか、データベースのデータで出るのかとかいろいろ全部、監視するのですが、そのログを見に来ているのですよね。システムの中の何か異常があったんじゃないかっていうのを週1見に来ているから、そんなに作業としては異常が出てなければ、いいって感じですね、すぐ終わるような立会ってことですよ。

【部会長】

よろしいでしょう。

次の資料3の御説明お願いいたします。

【実施機関】

資料3の御説明をさせていただきたいと思います。

前回、いただいた御指摘を踏まえまして、全項目評価書の一部修正を行いました。修正点は2点ございます。

まず資料3-1を御覧ください。サーバへのアクセスに係る修正です。修正箇所はⅡ特定個人情報ファイルの概要の(1)の都道府県知事保存本人確認情報ファイル6. 特定個人情報の保管・消去①保管場所と同じ内容の都道府県知事附票本人確認情報ファイルに関する箇所。それから別添3ということで、変更箇所の記載が評価書にございますので、評価書の変更箇所の内容の修正になっております。

2の修正内容について、前回提出した当初案では、「IDと生体認証(又はパスワード)による認証が必要となる」としておりましたが、生体認証とパスワードではセキュリテイ

レベルが異なるため、記載に違和感があるという御指摘をいただきました。修正案では、サーバへのアクセスは、原則、IDと生体認証による認証が必要となる。例外として生体認証による照合が困難な場合に限り、管理監督者の承認の下、パスワードによる認証を行う、というふうに変更しております。

なお、変更後の評価書の抜粋を後ろにつけておりまして、マーカの箇所が変更となっております。

続きまして資料3-2を御覧ください。自動車税における個人情報の流出事案を踏まえ、流出が発生した場合の対策が必要であるとの御指摘を受け、追記した箇所となります。修正箇所はその他のリスク対策、3. その他のリスク対策と上記にかかる変更箇所の修正でございます。

2の修正内容ですが、修正案では、こちらに第三者への個人情報の流出等住民への影響が大きいと判断される場合には、セキュリティ統括責任者に報告し、臨時のセキュリティ会議により経緯の確認、詳細な被害状況等を確認及び検討を行い、二次被害防止のためにホームページ上等で周知するとともに、必要な対応を取ると記載しております。なお変更後の調査書の抜粋を後ろにつけており、マーカの箇所が変更となっております。

以上で説明を終わります。

【部会長】

ありがとうございました。

資料3-1は、山元委員から御指摘があった部分で、それを受けて修正いただいたものだと思います。資料3-2は、櫻井委員か井上委員のどちらかから御指摘があって、もしも流出した場合にどう対応するのかという話、これが先ほど説明いただいた、個人情報が出た場合の対応の分ですかね、これのところで触れられていたことで、その部分も評価書の中に加えた、ということよろしいでしょうか。

【実施機関】

はい。

【部会長】

この2つにて何か御意見とか御質問等がございますでしょうか。

【山元委員】

確認だけよろしいですか。当初案のところでは生体認証を用いた理由というのは、本人の正当性ですよ。本人であるかどうかの確認のためだと思うので、それが使えない場合に関して、修正案では、管理監督者から、とりあえず本人確認というのを行うというふうな意味合いに取られている。

【実施機関】

生体認証が使えない方がいらっちゃった場合に、管理監督者が認めた限定的な場合に、パスワードを使えるようにするものでございます。

【山元委員】

だから、生体認証を使う理由なのですよ。要は、別に生体認証使わなくてパスワードでもいいんじゃないかではないという話にならないのかと。

【実施機関】

そうですね、基本的には生体認証はレベルが高いので、生体認証を使っていきたいと思

っています。

【山元委員】

レベルが高いと言われましたが、本人であるかどうかを確認できるということで生体認証が使われていると思うのですよ。だから、例えば、生体認証でなければ、多段階認証であるとかでセキュリティのレベルを単純に上げるということはできるんですね。ではなくて、生体認証が用いられているのは、その本人であるかどうか、偽物じゃないということ、パスワードを教えられた他人ではないかどうかを区別するために生体認証が使われたと私は理解していたのですけどね。それが、使えないときには仕方がないから、管理監督者が本人と確認して、パスワードで入れるようにいたしますという認識でよろしいでしょうか。

【実施機関】

はい、左様でございます。

【山元委員】

微妙に違うような感じもしますが…。

【部会長】

確かに、ちょっと微妙に違うような気も…。

【櫻井委員】

パスワードは番号だから人に教えて渡せるので、それはちょっとよくないのかなと。より厳格な確認のための生体認証ですね。銀行もそうしていますよね。

【佐々木委員】

ちなみに生体認証による照合が困難な場合というのは、いつどういう場合を想定しているのでしょうか。機械が壊れている場合とかですか。

【実施機関】

身体障がいがある方などで、導入している生体認証の方式が使えない方を想定しています。

【佐々木委員】

生体認証は、事前に登録するじゃないですか。登録されてない方が突然作業することってあるんですか。

【実施機関】

登録できない方は作業できません。

【佐々木委員】

そうですね。

【実施機関】

身体の障がいがあって、登録ができない方…。

【佐々木委員】

最初からできないということですね。分かりました。

【部会長】

先ほどの話に戻りますと、要は結局、管理監督者が承認しようとパスワードを使うということになってしまうと非常に危ういところがあると。本当に本人なのかどうか分からないということが出てくるんじゃないのかという話になるんだろうと思うんですよね。そうするとパスワードというの、1段階とか2段階とか、そういう形にしたら、少しはまし

になるのかなということなんでしょうか。私もそこら辺、あまり専門じゃないんでよく分からないですけど。

【櫻井委員】

実際、どこか病院の事故で、利用者の人が、病院の中で、パスワードをみんなで共有していたということで、やっぱり事故が起こったというのがありますよね。やはりパスワードは譲渡できるという、利点と欠点がありますね。

【山元委員】

そんなにあるケースではないとは思いますが、レアなケースだろうとは思いますがね。

【櫻井委員】

個人が、秘密にしなければいけないパスワードを渡すのも、あれも何か法律違反なのですよね。

【部会長】

違反ですか、すみません私、分からない。

【山元委員】

一応だから、パスワードを教えちゃいけないのですよ。パスワードを教える行為自体が教えた人の責任という。

【櫻井委員】

多分、何か法律的な規定があるみたいですが

【部会長】

罰則はありますか。

【山元委員】

罰則はないと思います。

【部会長】

罰則はないですね。

【山元委員】

ただ責任には。

【部会長】

それはそうですね。

【佐々木委員】

パスワードは今、ワンタイムパスワードとかあるので、そういうのとかも導入されてもいいかもしれないですね。

最近と同じものをずっと使いまわすというパスワードの使い方はしないので、毎回ログインしたときに、例えば、メールで送るとか、ワンタイムパスワードという使い方があったりするので、でも使い回すということでもないのですよね。

【パスワードの仕様について】 【櫻井委員】

現状はどうなっているんですかね。

【実施機関】

現在、パスワードを発行している職員はいません。

【櫻井委員】

パスワード認証はしてないということですか。

【実施機関】

生体認証を行っております。

【櫻井委員】

現状、生体認証を行って、さらにパスワードをかけている…。

【実施機関】

現状は、生体認証の人しかいません。パスワードの人はいない、現状はいないということですね。

【実施機関】

現在は生体認証の方だけです。身体障がいのある方が使用する必要があれば、パスワードも発行できます。

【櫻井委員】

要するに、現状も認証はされているんですよね。

【実施機関】

はい、県の職員も委託業者も生体認証でやっているということです。

【部会長】

そうすると、当初案というものも、サーバへのアクセスはIDと生体認証（又はパスワードによる）と書いてあるんですけど、この（又はパスワード）というのは、ほとんど現状でもあまりないということですかね。むしろ、この修正案のとおり、ほぼ原則としては、IDと生体認証を使っているんですというお話なのですかね。括弧又は、パスワードだからどっちでもいいように、現状もそうなっていて、今後もそういうふうにするというふうに、私はイメージ抱いてます。多分、山元委員も、そういうふうに思われたから、この前の御発言が出たのかなと思ったのですけれども。

そうすると、原則として基本的には、IDと生体認証を使っておられるということですね。だから、本当に例外的なところでパスワードもあり得るかもしれないと、ただ、パスワードにするとしてもやっぱり、より一層安全なワンタイムパスワードとかそういったものを考えていくと、そういうことというので修正案と理解したいと思いますが、それでよろしいのでしょうか。

ありがとうございます。

ほか何かありますか。

大体、全部見ていただいたんですけども、それ以外に何か御質問とか御意見とかございましたら、どうぞ。

【櫻井委員】

前回から色々資料を準備していただいて、分かりやすくなって、はっきりしたんではないかと思いますね。

【部会長】

ありがとうございます。確かに、おっしゃっていただいたとおり、かなりすっきりしたし、頭の中でどういうシステムで、何がどうなったのかとか、それから自動車税の事案と、今度やろうとしている再委託はどう違うのかとか、非常によく分かったので、今日の議論もしやすかったなと思います。

実施機関も事務局もどうもありがとうございました。

それでは以上で、案件の審議は終わりということにいたします。

次回は答申案の検討を行うということになります。

最後に、その他、何か事務局からございましたら、御説明お願いいたします。

【事務局】

お手元に、第1回第二部会の会議録を配付しております。修正等がございましたら、御連絡をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

次に、次回の日程についてでございますが、次回は令和12月21日木曜日、午前10時から、同じく特9会議室において第3回を開催する予定にしておりますので、御出席のほどどうぞよろしくお願いいたします。

次回、御審議いただく内容につきましては、今回、御審議いただきました特定個人情報保護評価に係る、答申案の検討を行いたいと思っております。

また、これに加えまして、附票連携システムの開始に当たりまして、附票本人確認情報の利用又は提供について、福岡県住民基本台帳法施行条例に規定する必要がございますので、この条例改正についてお諮りする予定ですので、どうぞよろしくお願いいたします。

事務局からは以上でございます。

【部会長】

ありがとうございました。

それでは、これで全ての議題について終了いたしました。第二部会はこれで終了いたします。

どうも今日はいろいろ御意見いただきまして、ありがとうございました。

以上のとおり第16期第2回福岡県個人情報保護審査会第二部会会議録を確定する。

令和 年 月 日

部 会 長